

議 案 書

【議 案】

〔令和7年度第4回理事会〕

番 号	件 名	ページ
議案第1号	社会福祉法人熊本市社会福祉協議会令和7年度会計収入支出補正予算について	資料1
議案第2号	社会福祉法人熊本市社会福祉協議会令和8年度事業計画について	資料2
議案第3号	社会福祉法人熊本市社会福祉協議会令和8年度会計収入支出予算について	説明資料 資料3-1 資料3-2
議案第4号	社会福祉法人熊本市社会福祉協議会評議員候補者の推薦について	7
議案第5号	社会福祉法人熊本市社会福祉協議会職員給与規程の一部改正について	10
議案第6号	社会福祉法人熊本市社会福祉協議会再雇用職員等に関する取扱規程の一部改正について	14
議案第7号	社会福祉法人熊本市社会福祉協議会無期雇用契約嘱託職員設置規程の一部改正について	16
議案第8号	社会福祉法人熊本市社会福祉協議会有期雇用嘱託職員設置規程の一部改正について	17
議案第9号	社会福祉法人熊本市社会福祉協議会養護老人ホーム嘱託職員設置規程の一部改正について	19
議案第10号	社会福祉法人熊本市社会福祉協議会経理規程の一部改正について	21
議案第11号	社会福祉法人熊本市社会福祉協議会居宅介護支援事業所運営規程の一部改正について	22
議案第12号	社会福祉法人熊本市社会福祉協議会訪問介護事業所運営規程の一部改正について	24
議案第13号	社会福祉法人熊本市社会福祉協議会介護保険事業所登録ヘルパー就業に関する規程の一部改正について	26
議案第14号	社会福祉法人熊本市社会福祉協議会介護保険事業所登録介護認定調査員就業に関する規程の一部改正について	27
議案第15号	社会福祉法人熊本市社会福祉協議会福祉サービスに関する苦情解決第三者委員の選任について	28
議案第16号	役員等賠償責任保険に係る保険契約の内容について	30
議案第17号	令和7年度第3回社会福祉法人熊本市社会福祉協議会評議員会の招集について	31

【協 議】

番 号	件 名	ページ
協議第1号	養護老人ホームおよび訪問介護事業所の運営について	資料4

令和8年3月19日
社会福祉法人
熊本市社会福祉協議会
会 長 萱 野 晃

議案第1号

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会令和7年度会計収入支出補正予算について

資料1のとおり

令和8年3月19日
社会福祉法人
熊本市社会福祉協議会
会長 萱野 晃

議案第2号

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会令和8年度事業計画について

資料2のとおり

令和8年3月19日
社会福祉法人
熊本市社会福祉協議会
会長 萱野 晃

議案第3号

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会令和8年度会計収入支出予算について

説明資料及び資料3-1、3-2のとおり

令和8年3月19日
社会福祉法人
熊本市社会福祉協議会
会 長 萱 野 晃

議案第4号

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会評議員候補者の推薦について

<提出理由>

評議員の欠員に伴い、社会福祉法人熊本市社会福祉協議会定款第7条第4項の規定に基づき、評議員候補者の推薦をお願いするもの。

熊本市民生委員児童委員協議会監事 のぐち 埜口 ちよこ 千代子 様

<任期>

評議員選任・解任委員会で選任された日から令和11年度定時評議員会の終結の時まで

《参考資料》

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会定款〔抜粋〕

(評議員の定数)

第6条 この法人に評議員7名以上14名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第7条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、外部委員2名、監事1名の合計3名で構成する。
- 3 評議員選任・解任委員の選任及び解任は、理事会において行う。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案は、別に定める規程に基づき理事会が行う。
- 5 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 6 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。
- 7 評議員選任・解任委員会の運営についての規則は、理事会において定める。

(評議員の資格)

第8条 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

第9条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第6条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

別紙（議案第4号関係）

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会評議員候補者名簿

任期 令和7年度定時評議員会(令和7年6月30日開催) 終結の時から令和11年度定時評議員会終結の時まで

[敬称略]

種別	区分	定数	所属	氏名
第1号	地域の福祉活動実践団体	1名	熊本市校区社協連絡協議会	松瀬 美智子
第2号	民生委員児童委員等の福祉活動団体	1名	熊本市民生委員児童委員協議会	欠員
第3号	地域の福祉に関係ある団体	4名	熊本市社会福祉協議会障がい部会 (熊本市手をつなぐ育成会)	若松 真由美
			熊本市地域婦人会連絡協議会	植村 米子
			熊本市老人クラブ連合会	田辺 正信
			熊本市母子寡婦福祉連合会	川田 秀子
第4号	社会福祉施設及びこれに関係ある団体	2名	熊本市地域包括支援センター連絡協議 会	加世田 まゆ
			熊本市保育園連盟	鬼塚 和典
第5号	行政機関及び社会福祉協議会	1名	熊本市健康福祉局	石元 典子
第6号	学識経験者等	1名	熊本日日新聞社	平井 智子
第7号	社会福祉を支援する企業及び団体	4名	熊本県社会福祉士会	高江 康明
			熊本青年会議所	藤原 将和
			日赤熊本市地区本部	谷口 憲治
			熊本商工会議所	西村まりこ
合 計		14名		

議案第5号

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会職員給与規程の一部改正について

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会職員給与規程の一部を次のように改める。

<改正理由>

実情に合わせて所要の改正を行うもの。

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会職員給与規程（案）新旧対照表

現 行	改正案
<p>第1条〔略〕</p> <p>(給料)</p> <p>第2条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、<u>管理職手当</u>、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、宿・日直勤務手当、夜間勤務手当、資格手当、休日勤務手当、期末手当及び勤勉手当を含まないものとする。</p> <p>第3条～第11条〔略〕</p> <p>(給料等の支給)</p> <p>第12条 期末手当及び勤勉手当以外の給与の計算期間（以下「給与期間」という。）は、月の1日から末日までとし、給料、扶養手当、住居手当、通勤手当、資格手当及び<u>管理職手当</u>についてはその月分をその月の21日に、時間外勤務手当、宿・日直勤務手当、夜間勤務手当及び休日勤務手当については、その月分を翌月の21日に支給する。ただし、支給日が日曜日、土曜日又は祝日法による休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日曜日、土曜日又は祝日法による休日でない日に支給する。</p> <p>第12条2項～第15条〔略〕</p> <p>(管理職手当)</p> <p>第16条 管理又は監督の地位にある職員の職のうち、別表第9の<u>管理職手当支給職員表</u>に掲げる職員の区分に応じて、同表の支給額欄に定める額を管理職手当として支給する。</p> <p>2 削除</p> <p>3 職員が、月の初日から末日までの期間の全日数</p>	<p>第1条〔略〕</p> <p>(給料)</p> <p>第2条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、<u>管理職等手当</u>、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、宿・日直勤務手当、<u>管理職員特別勤務手当</u>、夜間勤務手当、資格手当、休日勤務手当、期末手当及び勤勉手当を含まないものとする。</p> <p>第3条～第11条〔略〕</p> <p>(給料等の支給)</p> <p>第12条 期末手当及び勤勉手当以外の給与の計算期間（以下「給与期間」という。）は、月の1日から末日までとし、給料、扶養手当、住居手当、通勤手当、資格手当及び<u>管理職等手当</u>についてはその月分をその月の21日に、時間外勤務手当、宿・日直勤務手当、<u>管理職員特別勤務手当</u>、夜間勤務手当及び休日勤務手当については、その月分を翌月の21日に支給する。ただし、支給日が日曜日、土曜日又は祝日法による休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日曜日、土曜日又は祝日法による休日でない日に支給する。</p> <p>第12条2項～第15条〔略〕</p> <p>(管理職等手当)</p> <p>第16条 管理又は監督の地位にある職員の職のうち、別表第9の<u>管理職等手当支給職員表</u>に掲げる職員の区分に応じて、同表の支給額欄に定める額を管理職手当として支給する。</p> <p>2 削除</p> <p>3 職員が、月の初日から末日までの期間の全日数</p>

にわたって次の各号の一に該当する場合には、管理職手当は支給することができない。

- (1) 出張中の場合
- (2) 勤務しなかった場合（公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し若しくは疾病にかかり、会長の承認を得て勤務しなかった場合を除く。）

第17条～第26条第3項〔略〕

(期末手当)

第26条

4 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の120を乗じて得た額に、12月に支給する場合においては100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

5〔略〕

6 熊本市社会福祉協議会職員給料表の3級以上の職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額に職務上の段階、職務の級等を考慮して次の表に掲げる職員の区分に応じて、同表に掲げる割合を乗じて得た額を加算した額を第4項の期末手当基礎額とする。

職員	加算割合
6級に属する職員	100分の20
5級に属する職員	100分の15
4級に属する職員	100分の10
3級に属する職員	100分の5

第26条第7項～第27条第3項〔略〕

(勤勉手当)

第27条

4 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、会長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合におい

にわたって次の各号の一に該当する場合には、管理職手当は支給することができない。

- (1) 出張中の場合
- (2) 勤務しなかった場合（公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し若しくは疾病にかかり、会長の承認を得て勤務しなかった場合を除く。）

第17条～第26条第3項〔略〕

(期末手当)

第26条

4 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

5〔略〕

6 熊本市社会福祉協議会職員給料表の3級以上の職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額に職務上の段階、職務の級等を考慮して次の表に掲げる職員の区分に応じて、同表に掲げる割合を乗じて得た額を加算した額を第4項の期末手当基礎額とする。

職員	加算割合
<u>7級に属する職員</u>	<u>100分の25</u>
6級に属する職員	100分の20
5級に属する職員	100分の15
4級に属する職員	100分の10
3級に属する職員	100分の5

第26条第7項～第27条第3項〔略〕

(勤勉手当)

第27条

4 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、会長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合におい

項及び第2項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の100を乗じて得た額に、12月に支給する場合においては100分の105を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

第27条5項～第30条〔略〕

別表第1（第3条関係）
級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	主事の職務
2級	困難な業務を行う主事及び看護師の職務
3級	主任主事の職務
4級	主査の職務及びこれに相当する参事の職務
5級	課長、区事務所長、センター長の職務
6級	部長の職務

別表第2（第3条関係）
社会福祉法人熊本市社会福祉協議会職員給料表

別表第5（第5条関係）
級別資格基準表

職名	学歴	職務の級		
		1級	2級	3級
職員	大学卒	0	<u>5.5</u>	4
	短大卒	0	<u>8</u>	4
	高校卒	0	<u>10.5</u>	4

別表第9（第16条関係）
管理職手当支給職員表

支給対象職員	支給額
職務の級が6級の職員で部長の職	本俸に100分の <u>11</u> を乗じて得た額
職務の級が5級の職員で課長の職	本俸に100分の <u>9</u> を乗じて得た額

がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、100分の105を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

第27条5項～第30条〔略〕

別表第1（第3条関係）
級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	主事の職務
2級	困難な業務を行う主事及び看護師の職務
3級	主任主事の職務
4級	主査の職務及びこれに相当する参事の職務
5級	課長、区事務所長、センター長の職務
6級	部長の職務
<u>7級</u>	<u>事務局長の職務</u>

別表第2（第3条関係）
社会福祉法人熊本市社会福祉協議会職員給料表
（別添資料のとおり給料表を改正）

別表第5（第5条関係）
級別資格基準表

職名	学歴	職務の級		
		1級	2級	3級
職員	大学卒	0	<u>3</u>	4
	短大卒	0	<u>5.5</u>	4
	高校卒	0	<u>8</u>	4

別表第9（第16条関係）
管理職等手当支給職員表

支給対象職員	支給額
職務の級が7級の職員で事務局長の職	本俸に100分の <u>19</u> を乗じて得た額
職務の級が6級の職員で部長の職	本俸に100分の <u>17</u> を乗じて得た額
職務の級が5級の職員で課長の職	本俸に100分の <u>13</u> を乗じて得た額
職務の級が4級の職員で区事務所所長の職	本俸に100分の <u>9</u> を乗じて得た額

別表第13 (第25条の2関係) 管理職員特別勤務手当支給表			別表第13 (第25条の2関係) 管理職員特別勤務手当支給表		
	支給を受ける 職員	支給額		支給を受ける 職員	支給額
熊本市社会福祉協議会 職員給与表	職務の級が 6級の職員	8,000円	熊本市社会福祉協議会 職員給与表	<u>職務の級が</u> <u>7級の職員</u>	<u>10,000円</u>
	職務の級が 5級の職員	6,000円		職務の級が 6級の職員	8,000円
				職務の級が 5級の職員	6,000円

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

議案第6号

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会再雇用職員等に関する取扱規程の一部改正について

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会再雇用職員等に関する取扱規程の一部を次のように改める。

<改正理由>

実情に合わせて所要の改正を行うもの。

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会再雇用職員等に関する取扱規程（案）新旧対照表

現 行	改正案
<p>第1条～第3条〔略〕</p> <p>(期末手当)</p> <p>第4条 再雇用職員等の期末手当は、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、基準日現在の給料月額に、<u>6月に支給する場合には100分の120を乗じて得た額、12月に支給する場合には100分の125を乗じて得た額を支給する。</u>ただし、短時間勤務を選択した再雇用職員等については、基準日現在の給料月額に、<u>6月に支給する場合には100分の68.75を乗じて得た額、12月に支給する場合には100分の71.25を乗じて得た額を支給する。</u></p> <p>第4条第2項～3項〔略〕</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第5条 再雇用職員等の勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、基準日現在の給料月額に、<u>6月に支給する場合には100分の100を乗じて得た額、12月に支給する場合には100分の105を乗じて得た額を支給する。</u>ただし、短時間勤務を選択した再雇用職員等については、基準日現在の給料月額に、<u>6月に支給する場合には100分の48.75を乗じて得た額、12月に支給する場合には100分の51.25を乗じて得た額を支給する。</u></p> <p>2 前項に掲げるもののほか、必要な事項については、職員給与規程の例に準じる。</p> <p>第6条～第7条〔略〕</p>	<p>第1条～第3条〔略〕</p> <p>(期末手当)</p> <p>第4条 再雇用職員等の期末手当は、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、基準日現在の給料月額に、<u>100分の125を乗じて得た額を支給する。</u>ただし、短時間勤務を選択した再雇用職員等については、基準日現在の給料月額に、<u>100分の70を乗じて得た額を支給する。</u></p> <p>第4条第2項～3項〔略〕</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第5条 再雇用職員等の勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、基準日現在の給料月額に、<u>100分の105を乗じて得た額を支給する。</u>ただし、短時間勤務を選択した再雇用職員等については、基準日現在の給料月額に、<u>100分の50を乗じて得た額を支給する。</u></p> <p>2 前項に掲げるもののほか、必要な事項については、職員給与規程の例に準じる。</p> <p>第6条～第7条〔略〕</p>

<p>(退職手当制度の加入)</p> <p>第8条 <u>再雇用職員等は、退職手当制度には加入しない。ただし、介護保険事業所の職員及び養護老人ホーム愉和荘の再雇用職員については、社会福祉法人熊本市社会福祉協議会が加入する、独立行政法人福祉医療機構社会福祉施設職員等退職手当共済に加入することができる。</u></p> <p><u>2 退職手当支給等に関する事項については、社会福祉法人熊本市社会福祉協議会職員の退職手当に関する規程の例による。</u></p> <p>第9条 [略]</p>	<p>(退職手当制度の加入)</p> <p>第8条 <u>再雇用職員等は、全国社会福祉団体退職積立基金に加入するものとし、全国社会福祉団体退職積立基金「加入団体の定年延長に伴う掛金及び給付金の取り扱い等に関する要領（以下「基金要領」という。）4－(2)」によるものとする。ただし、介護保険事業所及び養護老人ホーム愉和荘の再雇用職員については、独立行政法人福祉医療機構社会福祉施設職員等退職手当共済に加入するものとする。</u></p> <p><u>2 前項ただし書きに規定する者を除き、熊本市を退職し社会福祉法人熊本市社会福祉協議会に採用された職員については退職手当制度には加入しない。</u></p> <p><u>3 退職手当支給等に関する事項については、社会福祉法人熊本市社会福祉協議会職員の退職手当に関する要綱の例による。</u></p> <p>第9条 [略]</p>
--	---

附 則

- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第8条第1項に規定する基金要領の適用期間（令和16年3月31日まで）満了後における当該制度の取り扱いについては、別途検討のうえ定める。

議案第7号

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会無期雇用契約嘱託職員設置規程の一部改正について

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会無期雇用契約嘱託職員設置規程の一部を次のように改める。

<改正理由>

実情に合わせて所要の改正を行うもの。

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会無期雇用契約嘱託職員設置規程（案）新旧対照表

現 行	改正案
第1条～第18条〔略〕 (期末手当) 第19条 無期嘱託職員の期末手当は、基準日現在の給料月額に、 <u>100分の122.5</u> を乗じて得た額を支給する。 2 前項に掲げるもののほか、必要な事項については、職員給与規程の例による。 (勤勉手当) 第20条 無期嘱託職員の勤勉手当は、基準日現在の給料月額に、 <u>100分の102.5</u> を乗じて得た額を支給する。 2 前項に掲げるもののほか、必要な事項については、職員給与規程の例による。 第21条～第31条〔略〕	第1条～第18条〔略〕 (期末手当) 第19条 無期嘱託職員の期末手当は、基準日現在の給料月額に、 <u>100分の125</u> を乗じて得た額を支給する。 2 前項に掲げるもののほか、必要な事項については、職員給与規程の例による。 (勤勉手当) 第20条 無期嘱託職員の勤勉手当は、基準日現在の給料月額に、 <u>100分の105</u> を乗じて得た額を支給する。 2 前項に掲げるもののほか、必要な事項については、職員給与規程の例による。 第21条～第31条〔略〕

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

議案第8号

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会有期雇用嘱託職員設置規程の一部改正について

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会有期雇用嘱託職員設置規程の一部を次のように改める。

<改正理由>

実情に合わせて所要の改正を行うもの。

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会有期雇用嘱託職員設置規程（案）新旧対照表

現 行	改正案
<p>第1条～第15条〔略〕</p> <p>（期末手当） 第16条 期末手当は、職員給与規程第26条第1項から第3項を準用し支給する。 2 期末手当の額は、報酬月額に、<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に基準日以前6箇月以内の期間におけるその者在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）6箇月 100分の100 （2）5箇月以上6箇月未満 100分の80 （3）3箇月以上5箇月未満 100分の60 （4）3箇月未満 100分の30</p> <p>（勤勉手当） 第17条 勤勉手当は、職員給与規程第27条第1項から第3項を準用し支給する。 2 勤勉手当の額は、報酬月額に<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額に基準日以前6箇月以内の期間におけるその者在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）6箇月 100分の100 （2）5箇月以上6箇月未満 100分の80 （3）3箇月以上5箇月未満 100分の60 （4）3箇月未満 100分の30</p> <p>第18条～第28条〔略〕</p> <p>別表第4（第15条関係） 次ページ</p>	<p>第1条～第15条〔略〕</p> <p>（期末手当） 第16条 期末手当は、職員給与規程第26条第1項から第3項を準用し支給する。 2 期末手当の額は、報酬月額に、<u>100分の125</u>を乗じて得た額に基準日以前6箇月以内の期間におけるその者在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）6箇月 100分の100 （2）5箇月以上6箇月未満 100分の80 （3）3箇月以上5箇月未満 100分の60 （4）3箇月未満 100分の30</p> <p>（勤勉手当） 第17条 勤勉手当は、職員給与規程第27条第1項から第3項を準用し支給する。 2 勤勉手当の額は、報酬月額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額に基準日以前6箇月以内の期間におけるその者在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）6箇月 100分の100 （2）5箇月以上6箇月未満 100分の80 （3）3箇月以上5箇月未満 100分の60 （4）3箇月未満 100分の30</p> <p>第18条～第28条〔略〕</p> <p>別表第4（第15条関係） 次ページ</p>

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

<現 行>

別表第4 (第15条関係)

号給	報 酬 月 額					
	法人事業職		訪問介護員		ケアマネジャー職	
	短時間勤務 (6時間)	フルタイム勤務 (7時間45分)	短時間勤務 (6時間)	フルタイム勤務 (7時間45分)	短時間勤務 (6時間)	フルタイム勤務 (7時間45分)
1号給	138,300円	178,700円	143,500円	185,400円	149,500円	193,200円
2号給	139,200円	179,900円	144,800円	187,100円	151,200円	195,300円
3号給	140,400円	181,400円	146,200円	188,900円	152,800円	197,400円
4号給	141,900円	183,400円	147,900円	191,100円	154,200円	199,200円
5号給	143,500円	185,400円	149,500円	193,200円	155,500円	200,900円
6号給	144,800円	187,100円	151,200円	195,300円	156,900円	202,700円
7号給	146,200円	188,900円	152,800円	197,400円	158,300円	204,500円
8号給	147,900円	191,100円	154,200円	199,200円	159,000円	205,500円
9号給	149,500円	193,200円	155,500円	200,900円	159,600円	206,200円
10号給	151,200円	195,300円	156,900円	202,700円	160,100円	206,800円
11号給	152,800円	197,400円	158,300円	204,500円	160,400円	207,300円
12号給	154,200円	199,200円	159,000円	205,500円	161,400円	208,600円
13号給	155,500円	200,900円	159,600円	206,200円	162,400円	209,800円

<改正案>

別表第4 (第15条関係)

号給	報 酬 月 額					
	法人事業職		訪問介護員		ケアマネジャー職	
	短時間勤務 (6時間)	フルタイム勤務 (7時間45分)	短時間勤務 (6時間)	フルタイム勤務 (7時間45分)	短時間勤務 (6時間)	フルタイム勤務 (7時間45分)
1号給	157,900円	204,000円	163,600円	211,400円	168,900円	218,200円
2号給	158,900円	205,300円	165,000円	213,200円	170,000円	219,700円
3号給	160,200円	207,000円	166,600円	215,200円	171,200円	221,200円
4号給	161,900円	209,200円	167,700円	216,700円	172,600円	223,000円
5号給	163,600円	211,400円	168,900円	218,200円	173,900円	224,700円
6号給	165,000円	213,200円	170,000円	219,700円	175,300円	226,500円
7号給	166,600円	215,200円	171,200円	221,200円	176,700円	228,300円
8号給	167,700円	216,700円	172,600円	223,000円	177,100円	228,800円
9号給	168,900円	218,200円	173,900円	224,700円	177,500円	229,300円
10号給	170,000円	219,700円	175,300円	226,500円	177,900円	229,800円
11号給	171,200円	221,200円	176,700円	228,300円	178,200円	230,300円
12号給	172,600円	223,000円	177,100円	228,800円	178,900円	231,100円
13号給	173,900円	224,700円	177,500円	229,300円	179,500円	231,900円

議案第9号

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会養護老人ホーム嘱託職員設置規程の一部改正について

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会養護老人ホーム嘱託職員設置規程の一部を次のように改める。

<改正理由>

実情に合わせて所要の改正を行うもの。

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会養護老人ホーム嘱託職員設置規程（案）新旧対照表

現 行	改正案
<p>第1条～第15条〔略〕</p> <p>(期末手当)</p> <p>第16条 期末手当は、職員給与規程第26条第1項から第3項を準用し支給する。ただし、時給制で雇用する嘱託職員には支給しない。</p> <p>2 期末手当の額は、報酬月額に、<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に基準日以前6箇月以内の期間におけるその者在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第17条 勤勉手当は、職員給与規程第27条第1項から第3項を準用し支給する。ただし、時給制で雇用する嘱託職員には、支給しない。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、会長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、会長が支給する勤勉手当の額の総額は、第1項及び第2項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3 前項に掲げるもののほか、必要な事項については、職員給与規程の例による。</p> <p>第18条～第29条〔略〕</p>	<p>第1条～第15条〔略〕</p> <p>(期末手当)</p> <p>第16条 期末手当は、職員給与規程第26条第1項から第3項を準用し支給する。ただし、時給制で雇用する嘱託職員には支給しない。</p> <p>2 期末手当の額は、報酬月額に、<u>100分の125</u>を乗じて得た額に基準日以前6箇月以内の期間におけるその者在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第17条 勤勉手当は、職員給与規程第27条第1項から第3項を準用し支給する。ただし、時給制で雇用する嘱託職員には、支給しない。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、会長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、会長が支給する勤勉手当の額の総額は、第1項及び第2項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3 前項に掲げるもののほか、必要な事項については、職員給与規程の例による。</p> <p>第18条～第29条〔略〕</p>

別表第6（第15条第1項関係） 以下のとおり	別表第6（第15条第1項関係） 以下のとおり
---------------------------	---------------------------

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

<現 行>

別表第6（第15条関係）

号給	報 酬 月 額							
	事務補助		支援員		調理補助	調理師	正看護師	准看護師
	短時間勤務 (6時間)	フルタイム勤務 (7時間45分)	短時間勤務 (6時間)	フルタイム勤務 (7時間45分)	フルタイム勤務 (7時間45分)	フルタイム勤務 (7時間45分)	フルタイム勤務 (7時間45分)	フルタイム勤務 (7時間45分)
1号給	138,300円	178,700円	143,500円	185,400円	185,400円	193,200円	219,600円	206,200円
2号給	139,200円	179,900円	144,800円	187,100円	187,100円	195,300円	220,500円	206,800円
3号給	140,400円	181,400円	146,200円	188,900円	188,900円	197,400円	221,400円	207,300円
4号給	141,900円	183,400円	147,900円	191,100円	191,100円	199,200円	222,200円	208,600円
5号給	143,500円	185,400円	149,500円	193,200円	193,200円	200,900円	223,000円	209,800円
6号給	144,800円	187,100円	151,200円	195,300円	195,300円	202,700円	223,800円	211,100円
7号給	146,200円	188,900円	152,800円	197,400円	197,400円	204,500円	224,900円	212,500円
8号給	147,900円	191,100円	154,200円	199,200円	199,200円	205,500円	225,700円	213,900円
9号給	149,500円	193,200円	155,500円	200,900円	200,900円	206,200円	226,600円	215,400円
10号給	151,200円	195,300円	156,900円	202,700円	202,700円	206,800円	227,500円	216,700円
11号給	152,800円	197,400円	158,300円	204,500円	204,500円	207,300円	228,300円	217,700円
12号給	154,200円	199,200円	159,000円	205,500円	205,500円	208,600円	229,100円	218,700円
13号給	155,500円	200,900円	159,600円	206,200円	206,200円	209,800円	230,100円	219,600円

<改正案>

別表第6（第15条関係）

号給	報 酬 月 額							
	事務補助		支援員		調理補助	調理師	正看護師	准看護師
	短時間勤務 (6時間)	フルタイム勤務 (7時間45分)	短時間勤務 (6時間)	フルタイム勤務 (7時間45分)	フルタイム勤務 (7時間45分)	フルタイム勤務 (7時間45分)	フルタイム勤務 (7時間45分)	フルタイム勤務 (7時間45分)
1号給	157,900円	204,000円	163,600円	211,400円	211,400円	218,200円	239,600円	229,300円
2号給	158,900円	205,300円	165,000円	213,200円	213,200円	219,700円	240,300円	229,800円
3号給	160,200円	207,000円	166,600円	215,200円	215,200円	221,200円	241,000円	230,300円
4号給	161,900円	209,200円	167,700円	216,700円	216,700円	223,000円	241,500円	231,100円
5号給	163,600円	211,400円	168,900円	218,200円	218,200円	224,700円	242,000円	231,900円
6号給	165,000円	213,200円	170,000円	219,700円	219,700円	226,500円	242,500円	232,800円
7号給	166,600円	215,200円	171,200円	221,200円	221,200円	228,300円	243,300円	233,700円
8号給	167,700円	216,700円	172,600円	223,000円	223,000円	228,800円	243,800円	234,900円
9号給	168,900円	218,200円	173,900円	224,700円	224,700円	229,300円	244,400円	236,200円
10号給	170,000円	219,700円	175,300円	226,500円	226,500円	229,800円	244,900円	237,300円
11号給	171,200円	221,200円	176,700円	228,300円	228,300円	230,300円	245,400円	238,100円
12号給	172,600円	223,000円	177,100円	228,800円	228,800円	231,100円	245,700円	238,900円
13号給	173,900円	224,700円	177,500円	229,300円	229,300円	231,900円	246,100円	239,600円

議案第10号

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会経理規程の一部改正について

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会経理規程の一部を次のように改める。

<改正理由>

社会福祉法人における入札契約等の取り扱いが改正されたことに伴い、所要の改正を行うもの。

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会経理規程（案）新旧対照表

現 行	改 正 案																
第1条～第77条第3項〔略〕 (随意契約) 第77条 4 第1項(1)の理由による随意契約は、3社以上の業者から見積もりを徴し比較するなど適正な価格を客観的に判断しなければならない。ただし、予定価格が下表に掲げられた契約の種類に応じ定められた額を超えない場合には、2社の業者からの見積もりを徴し比較するものとする。	第1条～第77条第3項〔略〕 (随意契約) 第77条 4 第1項(1)の理由による随意契約は、3社以上の業者から見積もりを徴し比較するなど適正な価格を客観的に判断しなければならない。ただし、予定価格が下表に掲げられた契約の種類に応じ定められた額を超えない場合には、2社の業者からの見積もりを徴し比較するものとする。																
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">契約の種類</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 工事又は製造の請負</td> <td style="text-align: center;"><u>250万円</u></td> </tr> <tr> <td>2 食料品・物品等の買入れ</td> <td style="text-align: center;"><u>160万円</u></td> </tr> <tr> <td>3 前各号に掲げるもの以外</td> <td style="text-align: center;"><u>100万円</u></td> </tr> </tbody> </table>	契約の種類	金 額	1 工事又は製造の請負	<u>250万円</u>	2 食料品・物品等の買入れ	<u>160万円</u>	3 前各号に掲げるもの以外	<u>100万円</u>	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">契約の種類</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 工事又は製造の請負</td> <td style="text-align: center;"><u>400万円</u></td> </tr> <tr> <td>2 食料品・物品等の買入れ</td> <td style="text-align: center;"><u>300万円</u></td> </tr> <tr> <td>3 前各号に掲げるもの以外</td> <td style="text-align: center;"><u>200万円</u></td> </tr> </tbody> </table>	契約の種類	金 額	1 工事又は製造の請負	<u>400万円</u>	2 食料品・物品等の買入れ	<u>300万円</u>	3 前各号に掲げるもの以外	<u>200万円</u>
契約の種類	金 額																
1 工事又は製造の請負	<u>250万円</u>																
2 食料品・物品等の買入れ	<u>160万円</u>																
3 前各号に掲げるもの以外	<u>100万円</u>																
契約の種類	金 額																
1 工事又は製造の請負	<u>400万円</u>																
2 食料品・物品等の買入れ	<u>300万円</u>																
3 前各号に掲げるもの以外	<u>200万円</u>																
第78条～第84条〔略〕	第78条～第84条〔略〕																

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

議案第11号

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会居宅介護支援事業所運営規程の一部改正について

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会居宅介護支援事業所運営規程の一部を次のように改める。

<改正理由>

居宅介護支援事業の指定更新申請における指摘に基づき、所用の改正を行うもの。

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会居宅介護支援事業所運営規程（案）新旧対照表

現 行	改正案
<p>第1条～第3条〔略〕</p> <p>（職員の職種）</p> <p>第4条 この事業所に勤務する職員の職種は次のとおりとする。</p> <p>(1) 管理者</p> <p>(2) 主任介護支援専門員</p> <p>(3) 介護支援専門員</p> <p>第5条～第7条〔略〕</p> <p>（通常の事業の実施地域）</p> <p>第8条 <u>事業所における通常の事業の実施地域は、熊本市及び近隣市町とする。</u></p> <p><u>2 通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。</u> <u>なお、自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業の実施地域を越えてから、片道1キロメートルごとに20円を徴収する。</u></p> <p><u>3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとし、利用者が署名することが困難な場合は記名とし、代理人に署名を依頼する。</u></p>	<p>第1条～第3条〔略〕</p> <p>（職員の職種）</p> <p>第4条 この事業所に勤務する職員の職種は次のとおりとする。</p> <p>(1) 管理者 <u>1名（主任介護支援専門員兼務）</u></p> <p>(2) 主任介護支援専門員 <u>2名（常勤）</u></p> <p>(3) 介護支援専門員 <u>2名以上（常勤）</u></p> <p>第5条～第7条〔略〕</p> <p>（<u>居宅サービス計画書の作成及び内容・手続きの説明及び同意</u>）</p> <p>第8条 <u>介護支援専門員等は、利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された解決すべき課題に基づき、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを利用するうえでの留意点等を記載した居宅サービス計画の原案を作成する。</u></p> <p><u>2 介護支援専門員等は、居宅サービス計画の作成にあたっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等について説明を行い、理解を得るものとする。</u></p> <p><u>3 介護支援専門員等は、指定居宅介護支援の提供の開始にあたっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、前6月間に事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得</u></p>

<p>(事故発生時の対応)</p> <p>第9条 介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに事業の実施地域の市町の所管課、利用者の家族及び関係機関に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。</p> <p>第9条～第15条〔略〕</p>	<p><u>るよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(通常の事業の実施地域)</u></p> <p><u>第9条 事業所における通常の事業の実施地域は、熊本市及び山鹿市、菊池市、合志市、玉東町、菊陽町とする。</u></p> <p>※現行第9条以下1条繰り下げ</p> <p>第10条～第16条〔略〕</p>
---	---

附 則

この規程は、令和8年3月19日から施行する。

議案第12号

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会訪問介護事業所運営規程の一部改正について

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会訪問介護事業所運営規程の一部を次のように改める。

<改正理由>

訪問介護事業の指定更新申請における指摘に基づき、所要の改正を行うもの。

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会訪問介護事業所運営規程（案）新旧対照表

現 行	改正案
<p>第1条～第3条〔略〕</p> <p>（職員の職種）</p> <p>第4条 事業所に勤務する職員の職種は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 訪問介護事業責任者</p> <p>(2) 管理者</p> <p>(3) サービス提供責任者</p> <p>(4) 訪問介護員</p>	<p>第1条～第3条〔略〕</p> <p><u>（職員の職種・員数及び職務の内容）</u></p> <p>第4条 事業所に勤務する職員の職種は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 管理者 1名</p> <p><u>管理者は、この事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う</u></p> <p>(2) サービス提供責任者 1名以上</p> <p><u>サービス提供責任者は、次の各号に定める業務を行うものとする。</u></p> <p><u>ア 利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問介護計画を作成すること。</u></p> <p><u>イ 指定訪問介護の利用の申込みに係る調整を行うこと。</u></p> <p><u>ウ 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。</u></p> <p><u>エ 居宅介護支援事業者等に対し、指定訪問介護の提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。</u></p> <p><u>オ サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者等と連携を図ること。</u></p> <p><u>カ 訪問介護員等（サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。）に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。</u></p> <p><u>キ 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。</u></p> <p><u>ク 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。</u></p> <p><u>ケ 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実</u></p>

<p>第5条～第6条〔略〕</p> <p>(指定訪問介護の利用料)</p> <p>第7条 指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示に基づく額とし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、その額に介護保険負担割合証による自己負担割合を乗じた額とする。</p> <p>2 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。</p> <p>(1) <u>通常の実施地域を超えてから片道20キロから25キロメートル未満 250円</u></p> <p>(2) <u>通常の実施地域片道25キロメートル以上1キロ毎10円加算する。</u></p> <p>第7条第3項～第15条〔略〕</p>	<p><u>施すること。</u></p> <p><u>コ その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。</u></p> <p>(3) <u>訪問介護員 6名以上</u></p> <p><u>訪問介護員は、サービス提供責任者の指示を受け指定訪問介護の提供に当たる。</u></p> <p>第5条～第6条〔略〕</p> <p>(指定訪問介護の利用料等)</p> <p>第7条 指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示に基づく額とし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、その額に介護保険負担割合証による自己負担割合を乗じた額とする。</p> <p>2 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。</p> <p>(1) <u>通常の実施地域を超えてから片道25キロメートル未満 250円</u></p> <p>(2) <u>通常の実施地域を超えてから片道25キロメートル以上 1キロ毎10円加算する。</u></p> <p>第7条第3項～第15条〔略〕</p>
---	--

附 則

この規程は、令和8年3月19日から施行する。

議案第13号

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会介護保険事業所登録ヘルパー就業に関する規程の
一部改正について

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会介護保険事業所登録ヘルパー就業に関する規程の一部を次のように改める。

<改正理由>

実情に合わせて所要の改正を行うもの。

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会介護保険事業所登録ヘルパー就業に関する規程（案）新旧対照表

現 行	改正案
第1条～第8条〔略〕 (定年) 第8条の2 定年は原則満70歳とし、定年に達した日の属する年度の末日をもって退職とする。 2 前項の本文の規定により定年に達した者が引き続き勤務を希望するときは、勤務態度・実績等を個々に考慮し、75歳まで1年毎の期間を定め更新することができる。 第9条～第25条〔略〕	第1条～第8条〔略〕 (定年) 第8条の2 定年は原則満70歳とし、定年に達した日の属する年度の末日をもって退職とする。 2 前項の本文の規定により定年に達した者が引き続き勤務を希望するときは、勤務態度・実績等を個々に考慮し、75歳まで1年毎の期間を定め更新することができる。 <u>3 会長は、定年に達した職員が前号の規定により退職すべきこととなる場合において、会長が特に必要と認めるときは、その職員に係る定年退職の日の翌日から起算して1年を越えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。</u> 第9条～第25条〔略〕

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

議案第14号

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会介護保険事業所登録介護認定調査員就業に関する規程

の一部改正について

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会介護保険事業所登録介護認定調査員就業に関する規程の一部を次のように改める。

<改正理由>

実情に合わせて所要の改正を行うもの。

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会介護保険事業所登録介護認定調査員就業に関する規程（案）新旧対照表

現 行	改正案
<p>第1条～第8条〔略〕</p> <p>（定年） 第8条の2 定年は原則満70歳とし、定年に達した日の属する年度の末日をもって退職とする。 2 前項の本文の規定により定年に達した者が引き続き勤務を希望するときは、勤務態度・実績等を個々に考慮し、75歳まで1年毎の期間を定め更新することができる。</p> <p>第9条～第24条〔略〕</p>	<p>第1条～第8条〔略〕</p> <p>（定年） 第8条の2 定年は原則満70歳とし、定年に達した日の属する年度の末日をもって退職とする。 2 前項の本文の規定により定年に達した者が引き続き勤務を希望するときは、勤務態度・実績等を個々に考慮し、75歳まで1年毎の期間を定め更新することができる。 <u>3 会長は、定年に達した職員が前号の規定により退職すべきこととなる場合において、会長が特に必要と認めるときは、その職員に係る定年退職の日の翌日から起算して1年を越えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。</u></p> <p>第9条～第24条〔略〕</p>

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月19日
社会福祉法人
熊本市社会福祉協議会
会長 萱野 晃

議案第15号

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会福祉サービスに関する苦情解決第三者委員
の選任について

<提出理由>

第三者委員の欠員に伴い、社会福祉法人熊本市社会福祉協議会福祉サービスに関する苦情解決規程第6条及び第7条の規定に基づき、次の者を選任したいので承認をお願いするもの。

熊本市民生委員児童委員協議会監事 ^{みやた}宮田 みづほ 様

<任期>

令和7年度第4回理事会（令和8年3月19日）で選任された日から令和9年3月31日まで

《参考資料》

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会福祉サービスに関する苦情解決規程〔抜粋〕

(第三者委員の設置)

第6条 苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため第三者委員を設置する。また、第三者委員は3名以内とし次の各号に掲げるものより理事会の承認を得、会長が委嘱する。

- (1) 本会の監事
- (2) 民生委員・児童委員
- (3) 社会福祉士
- (4) 学識経験者

(第三者委員の任期)

第7条 第三者委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 第三者委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

議案第16号

役員等賠償責任保険に係る保険契約の内容について

本会が締結する役員等賠償責任保険契約の内容についてご承認をお願いするもの。

<保険内容>

- 1 保険会社 損害保険ジャパン株式会社
- 2 被保険者 本会理事、評議員、監事
- 3 保険の名称 「社協の保険」役員等賠償補償
- 4 保険期間 1年（令和8年4月1日～令和9年3月31日）
- 5 保険料 76,000円
- 6 保険金の支払事由および支払限度額
 - ・支払事由：損害賠償金、弁護士等の訴訟費用、訴訟対応費用、法人調査費用
 - ・支払限度額：1億円（保険期間中上限）

<提案理由>

「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の施行（令和3年3月1日）に伴い、改正社会福祉法第45条の22の2の規定（一般社団・財団法人法第118条の3の準用）に基づき、新たな契約や保険内容の更新には理事会の決議が必要となるもの。

令和8年3月19日
社会福祉法人
熊本市社会福祉協議会
会 長 萱 野 晃

議案第17号

令和7年度第3回社会福祉法人熊本市社会福祉協議会評議員会の招集について

<提出理由>

評議員会の開催について、社会福祉法人熊本市社会福祉協議会定款第13条及び第14条の規定に基づき、評議員会の招集をお願いするもの。

開催日時 令和8年3月27日（金） 午前9時30分から

開催場所 熊本市健康センター新町分室 2階 多目的室

議事内容 議案第1号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会令和7年度会計収入支出補正予算について
議案第2号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会令和8年度事業計画について
議案第3号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会令和8年度会計収入支出予算について
議案第4号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会理事の選任について
協議内容 協議第1号 養護老人ホームおよび訪問介護事業所の運営について

《参考資料》

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会定款〔抜粋〕

第3章 評議員会

(開催)

第13条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、3月及び必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

令和8年3月19日
社会福祉法人
熊本市社会福祉協議会
会 長 萱 野 晃

協議第1号

養護老人ホームおよび訪問介護事業所の運営について

資料4のとおり